

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 8 月 5 日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

裁判所書記官 西 村 克 美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 8 月 28 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 9 月 4 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 9 月 11 日 午前 9 時 30 分 場 所 千葉地方裁判所松戸支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 9 月 25 日 午後 1 時 30 分 場 所 千葉地方裁判所松戸支部民事部
特別売却 実施期間	令和 7 年 9 月 12 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 9 月 17 日 午後 4 時 30 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 8 月 5 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	3,110,000 2,488,000	一括	622,000	36,543	8,531
1	60,000				
2	1,180,000				
3	1,870,000				



物 件 目 録

- 1 所 在 松戸市高塚新田字中ノ窪
 地 番 138 番 132
 地 目 宅地
 地 積 22.00 平方メートル
 (現況)
 地 目 公衆用道路
- 2 所 在 松戸市高塚新田字中ノ窪
 地 番 138 番 133
 地 目 宅地
 地 積 112.39 平方メートル
- 3 所 在 松戸市高塚新田字中ノ窪 138 番地 133
 家屋 番号 138 番 133
 種 類 居宅
 構 造 木造スレート葺 2 階建
 床 面 積 1 階 46.37 平方メートル
 2 階 46.37 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年 6月 2日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

裁判所書記官 西 村 克 美

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 松戸市高塚新田字中ノ窪
 地 番 138 番 132
 地 目 宅地
 地 積 22.00 平方メートル
 (現況)
 地 目 公衆用道路
- 2 所 在 松戸市高塚新田字中ノ窪
 地 番 138 番 133
 地 目 宅地
 地 積 112.39 平方メートル
- 3 所 在 松戸市高塚新田字中ノ窪 138 番地 133
 家屋 番号 138 番 133
 種 類 居宅
 構 造 木造スレート葺 2 階建
 床 面 積 1 階 46.37 平方メートル
 2 階 46.37 平方メートル



令和7年(ケ)第28号
令和7年3月14日受理
令和7年4月17日提出

現況調査報告書

千葉地方裁判所松戸支部

執行官 村 井 清 英

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 松戸市高塚新田字中ノ窪
 地 番 138 番 132
 地 目 宅地
 地 積 22.00 平方メートル

- 2 所 在 松戸市高塚新田字中ノ窪
 地 番 138 番 133
 地 目 宅地
 地 積 112.39 平方メートル

- 3 所 在 松戸市高塚新田字中ノ窪 138 番地 133
 家屋 番号 138 番 133
 種 類 居宅
 構 造 木造スレート葺 2 階建
 床 面 積 1 階 46.37 平方メートル
 2 階 46.37 平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	未実施		
土地	物件1、2		
現況地目	☒ 宅地（物件2） ☒ 公衆用道路（物件1） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり（物件1） ☒ 建物図面（各階平面図）のとおり（物件2） ☐ 土地建物位置関係図のとおり		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が物件2土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	3枚目「その他の事項」のとおり		
建物	物件3		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主である建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本件建物を居宅として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	3枚目「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 保管開始日 平成 年 月 日 支部 平成 年（ ）第 号		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		

（注）チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
 （ 2 枚目）

その他の事項

■本件土地について

- 1 物件1土地は物件3建物に通じる私道を構成する一筆の土地で、物件2土地は物件3建物の敷地として利用されている宅地である。
- 2 物件2土地は、前記私道とは西側で概ね等高に接しているものの、急傾斜地の頂上付近にあり、南側及び東側にコンクリート製の垂直擁壁(高さ約4m～11m)を設けて盛土して造成した土地と思われる(写真3参照)。
- 3 債務者兼所有者の陳述によれば、業者に建物の傾きを指摘され、家の周囲の土を掘削しコンクリートで埋めて傾き対策したとのことであるが、コンクリートの表層に亀裂が認められた(写真4参照)ことから、地盤の問題が解消されているかどうかは不明である。

■本件建物について

- 1 本件建物及び設備には不具合はない旨の債務者兼所有者の陳述があるものの、建物は全体的に東下がりの相当な傾きを感じられ、室内ドアは手で支えていないと自動で開閉する状態にある。
- 2 維持管理の状態はやや不良で壁クロス等、汚れている部分が目に付いたが、特記すべき汚損箇所は見られず、経年劣化の範囲内の状態にあるものと思われる。

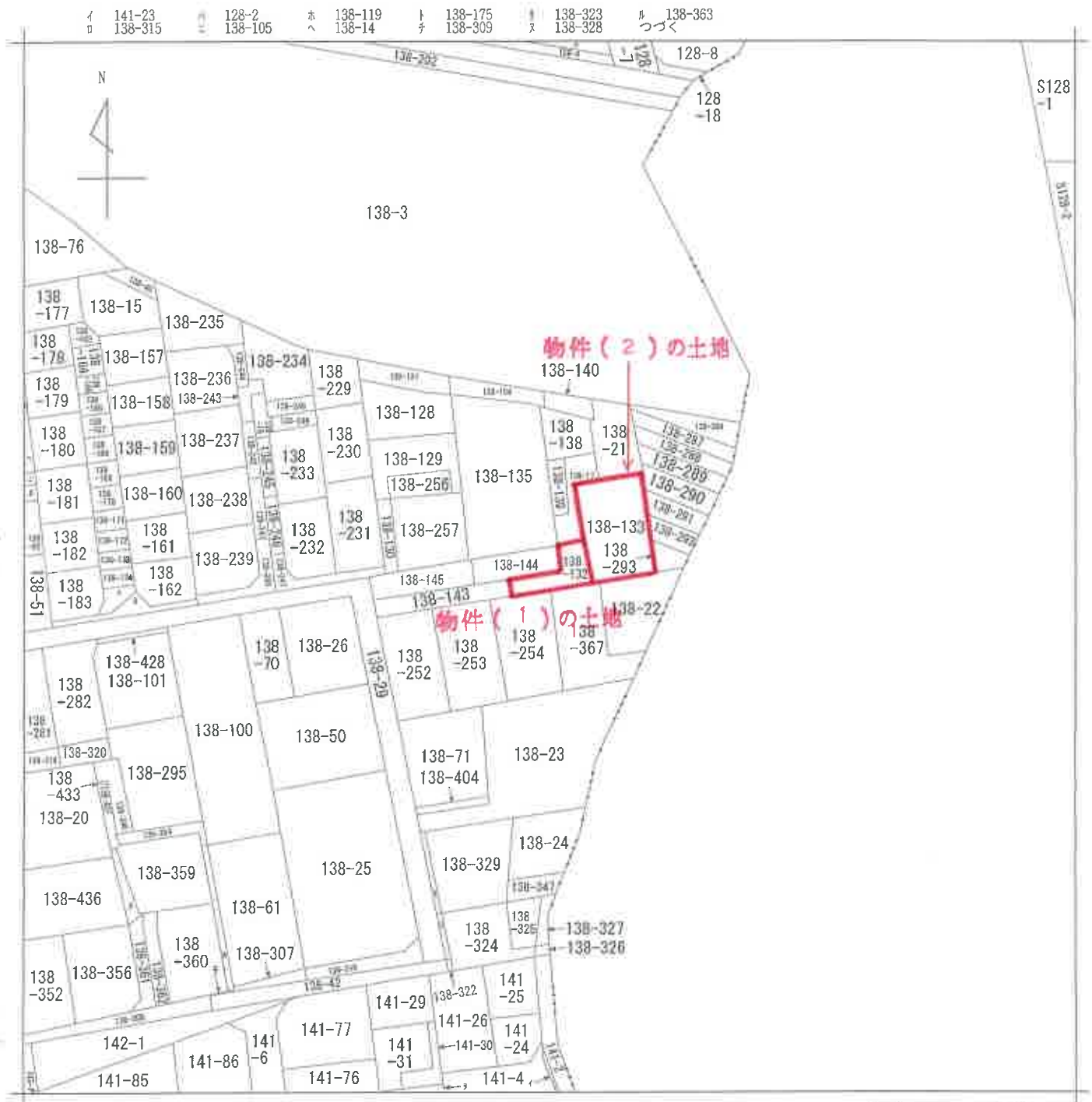
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■債務者兼所有者	1 ここには私が住んでいます。 2 ペットは飼っていません。 (以上、令和7年4月1日電話聴取) 3 5年位前に屋根の補修工事及びベランダの漏水補修工事を実施していますので、建物には雨漏りや白アリ被害等を含め不具合はありません。設備にも故障等の問題はありません。 4 ベランダの補修工事をしている際に、業者から建物に2度以上の傾きがあり、対策工事をしなければ傾きが止まらないと言われたため、家の周りの土を2m位掘削しコンクリートを大量に入れたうえで埋め戻しをしました。この工事に600万円かかりました。 5 土地境界等、近隣とのトラブルはありません。 6 家の中で事件、事故、火事等の履歴はありません。 (以上、令和7年4月10日に面談聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R7年3月24日 (月) 9:50-10:05	物件所在地	物件確認 不在 占有調査 外観写真撮影 立入調査に関する求連絡書投函(連絡なし)
R7年4月1日 (火) 14:30-14:35	松戸支部執行官室	債務者兼所有者より受電・聴取
R7年4月3日 (木) 13:35-13:40	法務局市川出張所	周辺道路の登記事項証明書取得
R7年4月10日 (木) 13:25-14:25	物件所在地	立入調査(物件確認 占有確認 図面作成 写真撮影) 評価人同行 債務者兼所有者に面談聴取
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(5 枚目)



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	松戸市高塚新田字中ノ窪				地番	138番132		
出力縮	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(千葉地方法律局松戸支局管轄)

令和7年2月17日

千葉地方法律局

登記官

請求番号：16-1

(1/2)

A3判をA4判に縮小

(6 枚目)

400917

138-132, -143~-145

地番	138-132-
土地の所在	松戸市高塚新田字中ノ壁

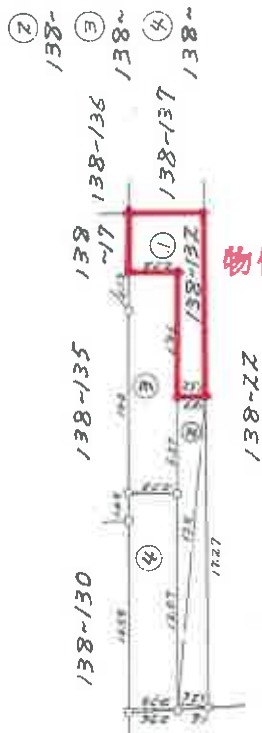
地積測量図

41.6.22

昭和41年5月17日	作製年月日
作製者	

求積表

$$\begin{aligned} & 17.4 \times (1.56 + 1.49) \div 2 = 26.535 \text{ m}^2 \\ & 2.73 \times 12.13 = 33.1149 \text{ m}^2 \\ & 2.73 \times (12.18 + 12.07) \div 2 = 33.1042 \text{ m}^2 \end{aligned}$$



物件(1)の土地

A3判をA4判に縮小

縮尺 1/300

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(千葉県地方公務局松戸支局 概略)

令和7年2月17日

千葉県地方公務局

登記官

(7枚目)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(千葉県地方公務局松戸支局管轄)

令和7年2月17日

千葉県地方公務局

登記官

(8 枚目)

請求番号：16-4

78845

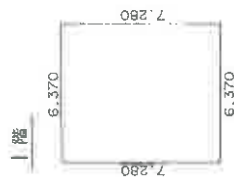
各階平面図

家屋番号 138番133

建物の所在 松戸市高塚新田字中ノ窪138番地133

建物図面

各階平面図



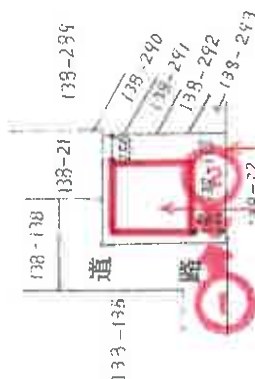
求積表

6.370 × 7.280 =	46.373600
合計	46.373600
床面積	46.37㎡



求積表

6.370 × 7.280 =	46.373600
合計	46.373600
床面積	46.37㎡



物件(2)の土地

物件(3)の建物

写真撮影位置と方向



土地家屋調査士

作製者

申請人

縮尺 1/250

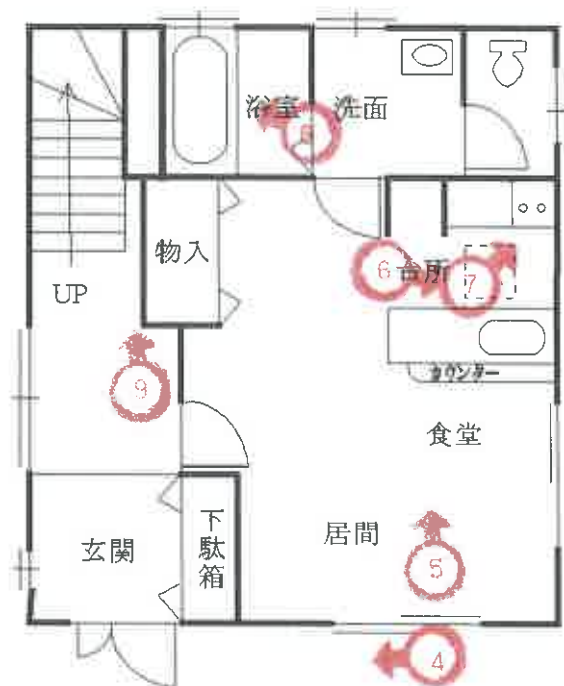
縮尺 1/500

(千葉県土地家屋調査士会月紙)

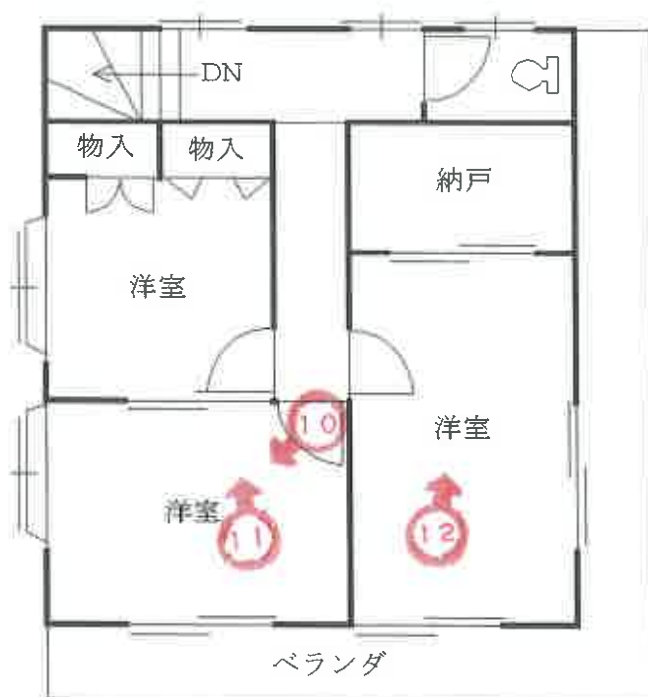
A3判をA4判に縮小

間 取 図

4



1 階



2 階

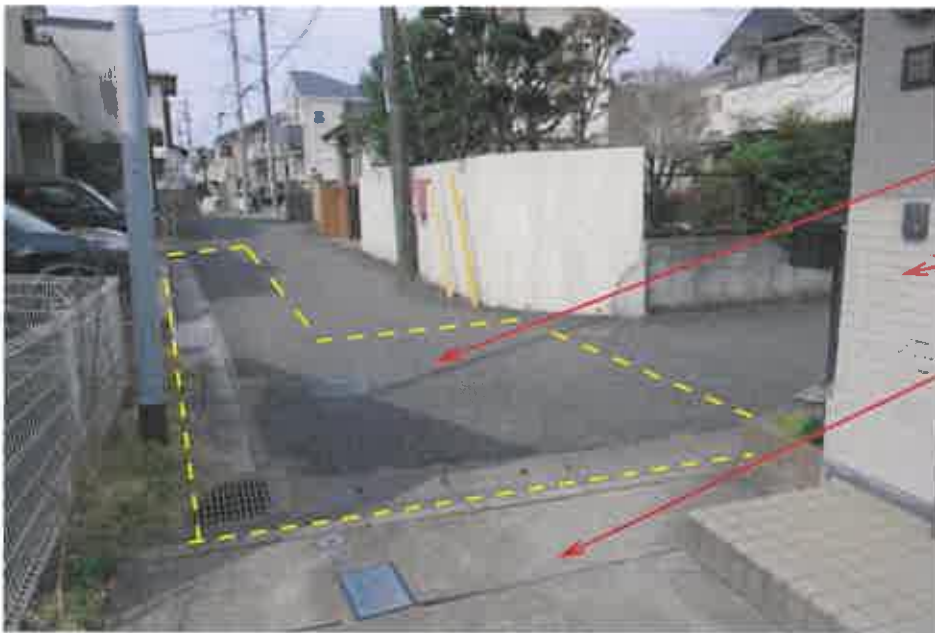
令和7年(ケ)第28号 松戸市高塚新田字中ノ窪138番地133
家屋番号 138番133

写真撮影位置と方向

(9 枚目)



1



2

物件 1 土地

物件 3 建物

物件 2 土地

(黄色破線はおおよその土地境を示す)



3

物件 3 建物

物件 2 土地



4



5



6



7



8



9



1 0



1 1



1 2

令和 7 年（ケ）第 28 号

令和 7 年 4 月 10 日 現地調査

令和 7 年 4 月 14 日 評価

第 1258568（ケ-1383）発行番号

令和 7 年 4 月 17 日 提出日

千葉地方裁判所
松戸支部民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

張 間 雄 次

第1 評価額

一 括 価 格	
金 3, 1 1 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 6 0, 0 0 0 円
物件 2 (土地)	金 1, 1 8 0, 0 0 0 円
物件 3 (建物)	金 1, 8 7 0, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件 1～3 の各不動産について、一括売却（民事執行法 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件 2 の内訳価格は物件 3 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 3 の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件価格は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて評価するものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 5 8 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	物件目録記載のとおり。		地 目：公衆用道路 以上以外同左
2	物件目録記載のとおり。		同 左
3	物件目録記載のとおり。		同 左 住居表示未実施
番 号	特 記 事 項		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ。

物 件 目 録

- 1 所 在 松戸市高塚新田字中ノ窪
 地 番 138番132
 地 目 宅地
 地 積 22.00平方メートル

- 2 所 在 松戸市高塚新田字中ノ窪
 地 番 138番133
 地 目 宅地
 地 積 112.39平方メートル

- 3 所 在 松戸市高塚新田字中ノ窪138番地133
 家屋 番号 138番133
 種 類 居宅
 構 造 木造スレート葺2階建
 床 面 積 1階 46.37平方メートル
 2階 46.37平方メートル



第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(物件1・2)

位 置 ・ 交 通	J R 武蔵野線「市川大野駅」の西方，道路距離約 1.4 km バス停「高塚新田入口」の東方，道路距離約 410 m (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	戸建住宅が建ちアパートも見られる新興住宅地域である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般 的な規制)	都市計画区分 用途地域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	都市計画区域、市街化区域 第1種低層住居専用地域 指定50% 指定100% なし 千葉県がけ条例，放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域
画 地 条 件 (特記事項参照)	物件1:形状(L字型)，地勢(ほぼ平坦)，幅(約2～4 m)，延長(約10 m)，地積22.00㎡(登記) 物件2:形状(ほぼ長方形)，地勢(ほぼ平坦)，接道方向(西)，間口(約12 m)，奥行(約9 m)，地積112.39㎡(登記)	
接面道路の状況 (特記事項参照)	西側私道(既存道路)，幅員(約4 m)，連続性(行止り)，舗装(有)，歩道(無)，側溝(有)，高低差(ほぼ等高)	
	建築基準法上の種類	第42条第1項第3号
	セ ッ ト バ ッ ク	不要
	再 建 築 の 可 否	可(特記事項参照)
土地の利用状況 等	物件1土地は，道路状をなしており，件外地と一体で公衆用道路として使用されている。物件2土地は，物件3建物の敷地や庭等として利用されている。周囲は，スチールフェンスや擁壁，道路等で区切られている。周辺は，戸建住宅等の敷地等として利用されている。境界標の位置などから擁壁は，隣接地内に設置されているものと思われる。	
供 給 処 理 施 設 (敷地内までの引 き込みを基準に 引き込みが有る 場合を「あり」， 無い場合を「な し」とした。)	上 水 道 あり ガス配管 なし 下 水 道 なし	

土 壌 汚 染 等	昭和４０年代に山林が宅地化され、その後、本件建物が建築されているので、本件土地に起因する土壤汚染の存在する可能性は低いと推定される。 本件建物以外に地下埋設物の存在する可能性は低い。 既知の埋蔵文化財包蔵地に含まれていないので、埋蔵文化財の存在する可能性は低い。
特 記 事 項	物件２土地の東側隣接地の地盤面は、物件２土地より約１１ｍ低く、南側も４～８ｍ低くなっている。擁壁について、市役所担当課では、何らかの許認可を得て築造されているかについては、記録が見当たらないとのことである。物件３建物の建築計画概要書には、高低差についての記載はあるが、擁壁の適法性について具体的な記載はない。千葉県がけ条例に規定に適合する擁壁であるかに付いては、不明であり、現況のままで一般的な戸建住宅の建築が可能かも不明である。千葉県がけ条例に適合するための工事や建物建築等を要する可能性がある。 前記「接面道路の状況」は、物件２土地についての記載である。 前記「ガス配管」に付いては、接面道路下に本管が埋設されている。

２ 建物の概況及び利用状況（物件３）

区 分	主である建物	
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建築年月日(登記記載) 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	平成１２年８月４日新築 約２５年 １年
仕 様 (特記事項参照)	構造 屋根 外壁 内壁 天井 床 設備 その他	木造２階建 スレート葺 サイディングボード貼 クロス等 クロス等 フローリング等 上水道、個別浄化、個別プロパンガス、電気
床 面 積 (現 況)	登記面積とほぼ同等である。	
現 況 用 途 等 (特記事項参照)	現況用途 間 取 り	居宅 ３ＬＤＫ＋納戸（別添間取図参照）
品 等	普通 一般的建売住宅建物程度	

保守管理の状態	全体に東向きに低く傾斜が感じられ、東西方向に開閉する扉は、自然に勢いよく開閉するほどである。所有者の陳述では、過去にベランダに雨水が溜まるので、業者に見せたところ、建物に傾斜があると指摘されたことがある。その時、傾きを止めるためと言われ、家の周囲にコンクリートを打設したとのことである。概ね通常の居住の用に供されている。経年相当より著しく劣る保守管理の状態である。
建物の利用状況	所有者が居住の用に供している。
特 記 事 項	建築確認：平成12年7月19日第949号。完了検査を受けた記録はない。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1・2（土地）

目的土地の更地・建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	更地・建付地価格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ=オ
1	93,400	0.05	22.00	-----	103,000
2	93,400	0.52	112.39	0.9	4,913,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示（松戸－38）

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $99,000\text{円}/\text{㎡} \times 100.0/100 \times 100/101 \times 100/105 = 93,400\text{円}/\text{㎡}$

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：画地条件＋1

◇地 域 格 差：街路，交通接近，環境，行政条件格差等を考慮した。

標準画地は，近隣地域において，土地の概況（間口，奥行，規模等）及び利用状況等が標準的な中間画地を想定した。

イ 個 別 格 差：物件1：公衆用道路であることによる減価－95

物件2：がけ隣接－40，道路系統－10，方位＋2，総和－48

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件3（建物）

目的物件の再調達原価を，建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め，これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて，建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延べ面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ=エ
3	210,000	92.74	0.009	175,000

ウ 現価率

物件 番号	(1)耐用年数法 (定額法)				(2)観察減価法 減価率 (%)	現価率 (1) D × (2) (%)
	A 残価率 (%)	B 経済的残存耐 用年数(年)	C 経過年数 (年))	D 定額法によ る現価率(%)		
3	5	1	25	8.65	90	0.9

(1) 耐用年数法（定額法）

$$\text{現価率 (D)} \quad \div \quad 1 - (1 - A) \times \frac{C}{B + C}$$

(2) 観察減価率

建物躯体の状態（建物状態、損耗、破損等）、保守管理状況、建築様式、建築資材の変化等を考慮した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、物件1土地については土地利用権等価格を控除し、物件2建物については土地利用権等価格を加算し、更に競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格（円） ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格（円） （千円未満四捨五入） ア×イ＝ウ
2	4,913,000	0.6	法定地上権	2,948,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を60%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 （円） （1①オ, 1②エ） ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 （円） （2①ウ）イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 （円） （万円未満四捨五入） （ア±イ）×ウ×エ×オ
1	103,000		1.0	0.75	0.8	60,000
2	4,913,000	－2,948,000	1.0	0.75	0.8	1,180,000
3	175,000	＋2,948,000	1.0	0.75	0.8	1,870,000
一 括 価 格 （ 合 計 ）						3,110,000

ウ 占有減価修正：なし。

エ 市場性修正：擁壁の適法性について不明確であるため、有効需要が減退するので市場性修正を－25%を要するものと判断した。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

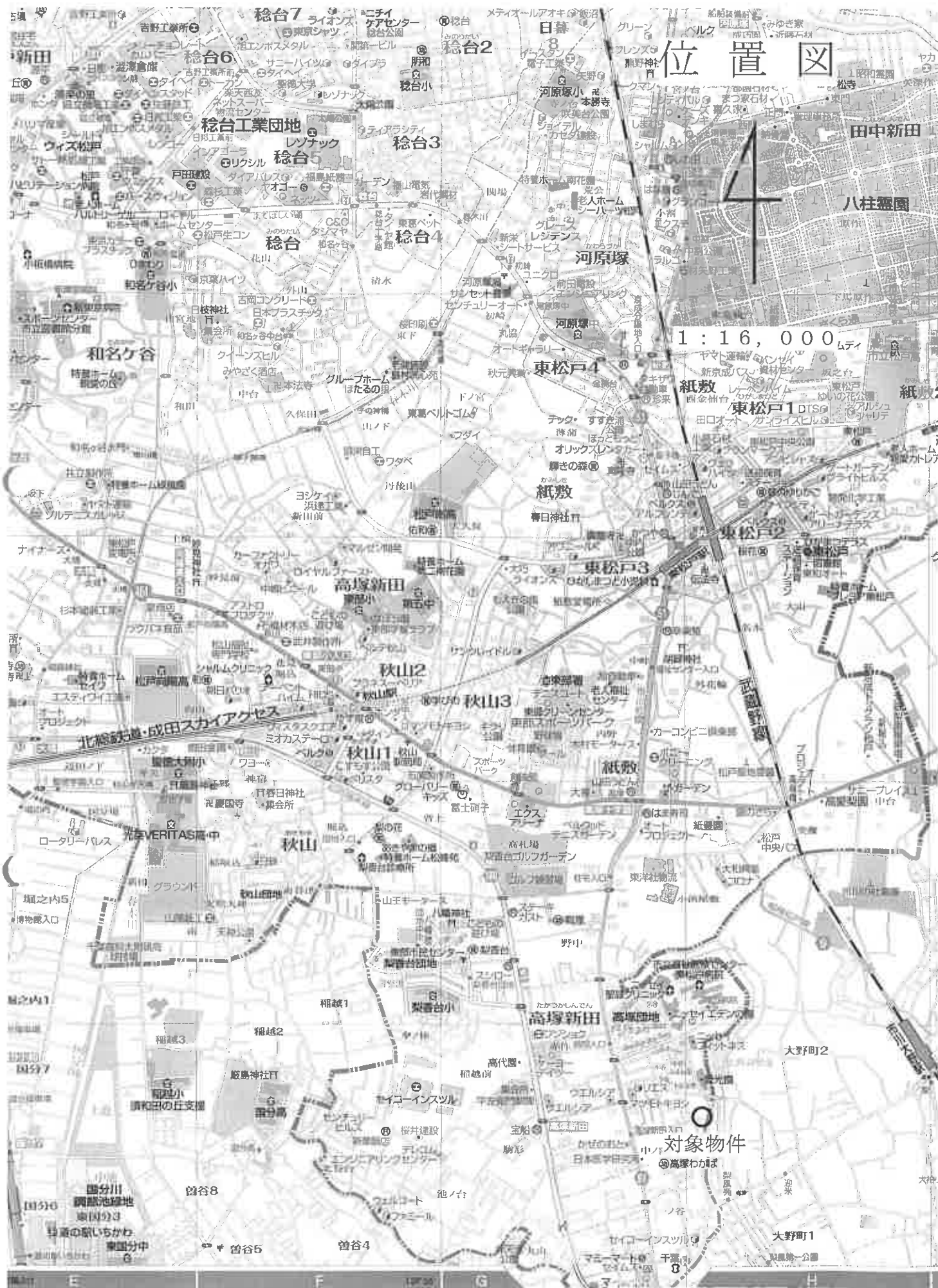
公示価格（松戸－38）

所 在	千葉県松戸市高塚新田字北谷台641番52
価 格	99,000円/㎡
位 置	北総線「秋山駅」の南方道路距離約1800mに位置する。
価 格 時 点	令和7年1月1日
地 積	165㎡
供給処理施設	水道，ガス
接 面 街 路	北西側幅員4m私道
用 途 指 定 等	第1種低層住居専用地域（建ぺい率50%，容積率100%）
地 域 の 概 要	中小規模住宅に畑が見られる住宅地域

第7 附属資料の表示

- 1 目的物件の位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 建物間取図

以 上



位置図

1:16,000

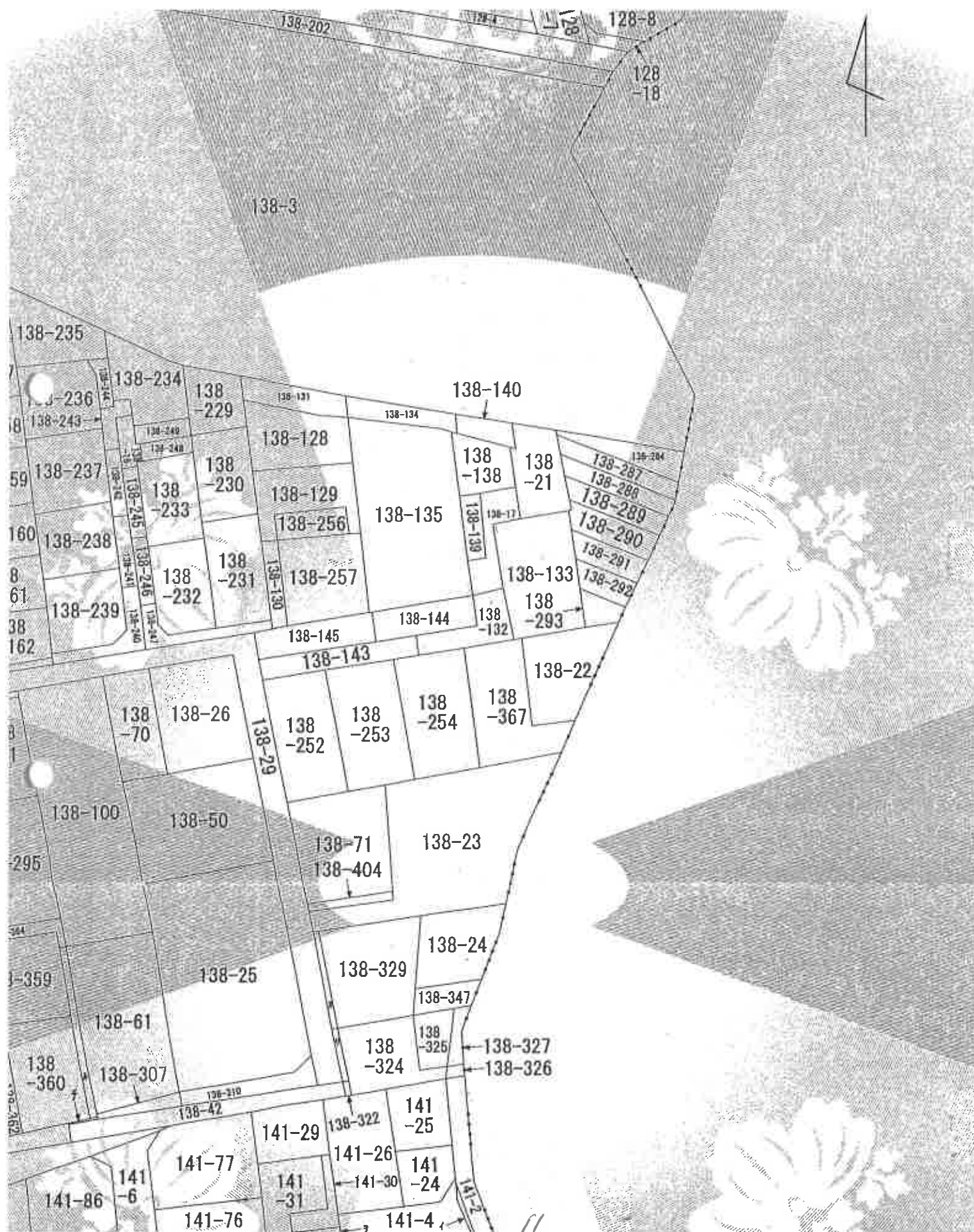
対象物件

●高塚わかば

2024年7版1刷発行
昭文社都市地図松山市

公 函 写

1 / 6 0 0



400917

138-132, -143 ~ -145

冊 号	138-132-
土地の所在	板橋市高塚新田字中・壁

地 積 測 量 図

41 6.22

作 製 年 月 日	昭和 91 年 5 月 17 日	作 製 者	市 民 道 徳 主 事	申 請 人	
-----------	------------------	-------	-------------	-------	--

求 積 表

② $123.174 \times (1.56 + 1.49) \div 2 = 26.535 \text{ m}^2$

③ $2.73 \times 12.13 = 33.1149 \text{ m}^2$

④ $2.73 \times (12.18 + 12.07) \div 2 = 33.1012 \text{ m}^2$

冊 号	1/300
-----	-------

A 3 を A 4 に縮小した。

K

400909 19

地番	138-21 -134
土地の所在	松江市高塚新田字中ノ窪

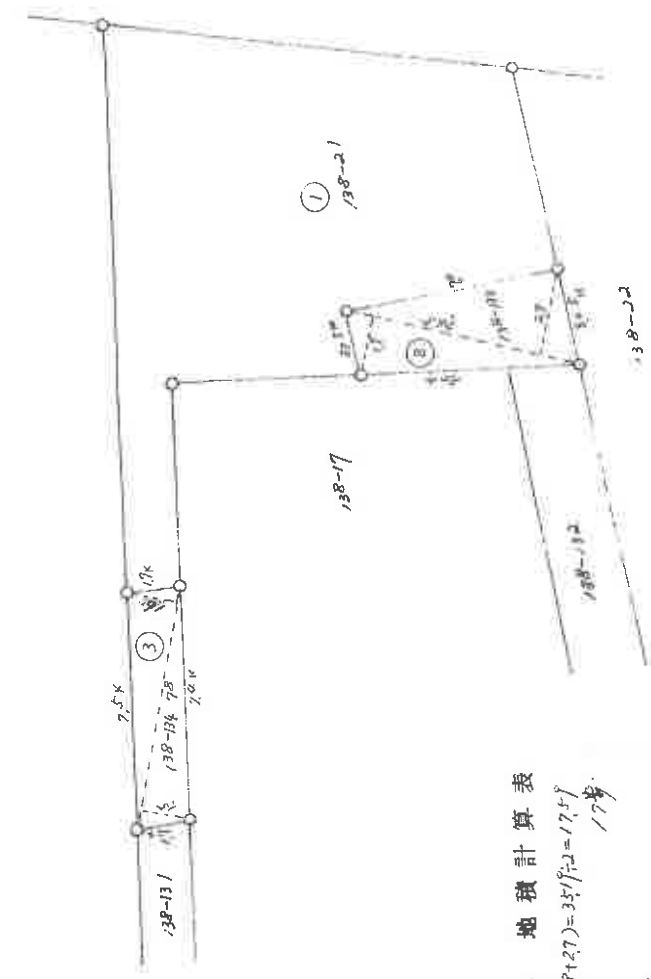
地積測量図

60.5.15

昭和四拾年六月拾四日 製作
昭和四拾年六月拾四日 製作

製 者 [redacted]
申 請 人 [redacted]

15-27 138-133 138-136
138-137 138-138



地積計算表
138-133
 $24.5 \times (17 + 27) = 35.75 \div 2 = 17.875$
17.875
138-134
 $24.5 \times (15 + 16) = 34.125 \div 2 = 17.0625$
17.0625

(全国土地家屋調査士会連合会用紙)

縮尺 1/3000

第 132-133-134

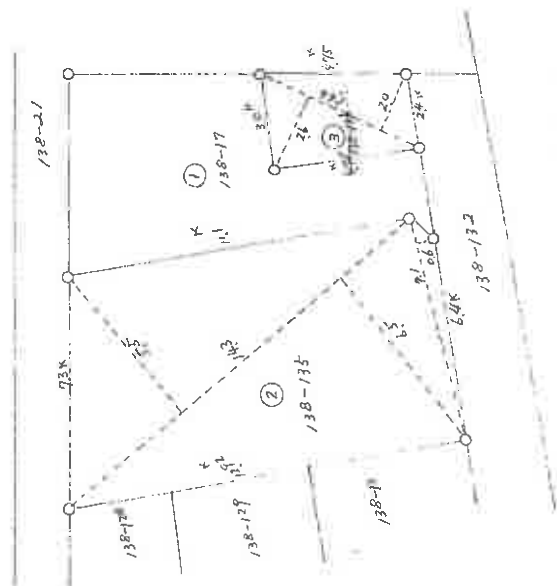
地積測量圖

土地の所在 / 松戸市葛城新田字中ノ窪

縮尺 1:300

15,2,27

138-13618 138-13356



地積計算表

[illegible][illegible]

土地家屋調査士

昭和40年6月14日

申請人

(全国土地家屋調査士会連合会用紙)

400911

40

新 138-132-137 地積測量図 138-132-137

地番 138-132-137 土地の所在地 松戸市高塚新田字ノ宮

縮尺 1/500

15.2.27 138-137 138-137 138-137 138-137

138-130 138-132 138-137 138-137

138-137 地積計算表

$32.5 \times (16.5 + 13.5) = 275.2 = 4.975$

4歩

16.40

作製年月日 昭和40年6月14日 製者

申請人

(全国土地家屋調査士会連合会印)

A3をA4に縮小した。

15-

78845

各階平面図

建物図面
各階平面図

家屋番号 138番133

建物の所在地 松戸市東葛新田五丁目138番地133

1階



求積表

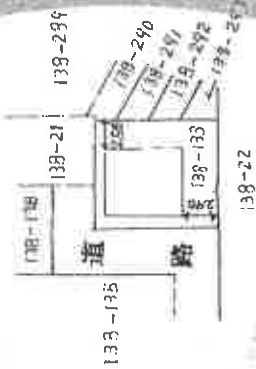
6.370 X 7.280 =	46.373600
合計	46.373600
床面積	46.37m ²

2階



求積表

6.370 X 7.280 =	46.373600
合計	46.373600
床面積	46.37m ²



二階建家屋

作製者

250

車庫人

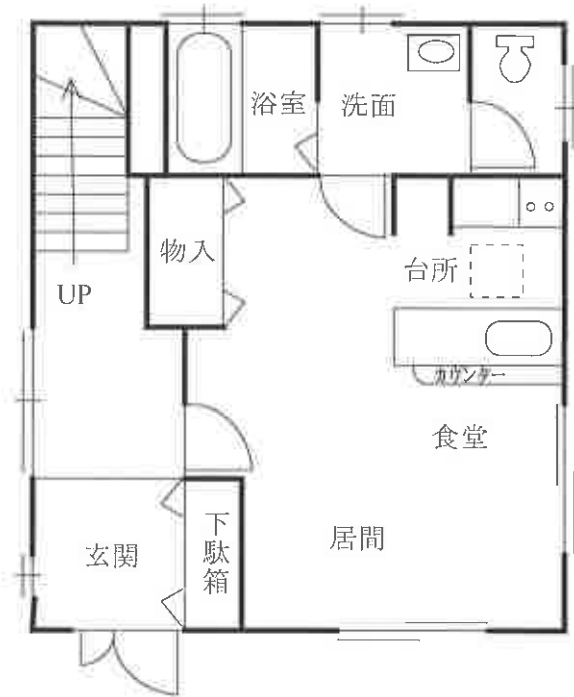
縮尺 1/500

(千葉県土地家屋調査士会印紙)

A3をA4に縮小した。

間 取 図

4



令和 7 年 (ケ) 第 28 号 松戸市高塚新田字中ノ窪 138 番地 133
家屋番号 138 番 133